

あなたとわたしの心を繋ぐ “手話”

～ 手話について勉強してみたい団体に手話の講師を派遣します ～

手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指して、令和2年3月27日に「かごしま県民手話言語条例」が施行されました。

手話は、聴覚障害者（ろう者）の言葉です。この機会に是非、手話に触れてみませんか。

対 象 者

- ・小中学校、高等学校 ・幼稚園、保育園等 ・医療機関、各種福祉施設
- ・一般企業 ・行政機関 ・町内会、老人クラブなど

日時・会場等

- ・平日の午前10時から午後9時まで
（土・日・祝日は午前10時から午後5時）
- ・1回の講座は最大2時間（学校等の場合は45分間でも可）
- ・会場の手配や参加者への周知、募集などは申込者で行っていただきます。

内 容

- ・手話体験（簡単なあいさつ、指文字、数字等）
- ・講話（聴覚障害者が日常生活で困ること等）
- ・その他、申込団体の希望に応じた内容

費 用

- ・無料

申 込 方 法

所定の申込書により、講座を開催しようとする日の1か月前までに鹿児島県聴覚障害者協会事務所へお申込みください

※新型コロナウイルス感染症対策のため、講座の開催が延期となる場合があります

問い合わせ・申込先

一般社団法人 鹿児島県聴覚障害者協会

鹿児島県視聴覚障害者情報センター

〒890-0021

鹿児島市小野1丁目1番1号ハートピアかごしま 3階

☎ 099-228-2016 099-228-6357

e-mail : main@kagoshima-deaf.jp

〒890-0021

鹿児島市小野1丁目1番1号ハートピアかごしま 3階

☎ 099-220-5896 099-229-3001

